

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	8	保健師活動
分科会	8	保健衛生	調整項目	1	家庭訪問の実施方法

中条町担当	健康開発課	元気応援係	担当者名	
黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
事業概要	対象者に保健師などが家庭に訪問し、本人及びその家族等の相談にのり、必要な保健指導を行い支援する。 また、訪問することで地域の生活や状態を把握し保健活動につなげていく。	同 左	合併時に黒川村の例により統一する。	
対象者	<p>< 母子 ></p> <p>乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低体重児 ・第1子の生後2か月児 ・乳幼児健診後フォローの必要な児 ・乳幼児健診未受診者 ・その他 <p>妊産婦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中毒症など異常のある者 ・若年者 ・その他 <p>< 成人老人保健 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中後遺症などで寝たきりや準寝たきり状態の者 ・各種がん検診要精検者でフォローの必要な者 ・基本健診結果 で未受診のフォローの必要な者 (高血圧、高脂血症、貧血、糖尿病、肝機能、心所見) ・肝二次検診対象者 ・糖尿病、教室・個別健康教育対象者 ・その他 <p>< 精神保健 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者又はその疑いのある者 統合失調症 躁うつ病 痴呆 アルコール依存症 その他 <p>< 感染症 ></p> <p>感染症新法に規定する第1類～第4類感染症、指定感染症 新感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保持者</p> <p>< 結核 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核登録者及び接触者 ・要観察者及び接触者 	<p>< 母子 ></p> <p>乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低体重児 ・乳児（生後2か月児訪問）全員 ・乳幼児健診後フォローの必要な児 ・乳幼児健診未受診者 ・その他 <p>妊産婦</p> <p>同 左</p> <p>< 成人老人保健 ></p> <p>同 左</p> <p>< 精神保健 ></p> <p>同 左</p> <p>< 感染症 ></p> <p>同 左</p> <p>< 結核 ></p> <p>同 左</p>		

現 況		調 整 方 針		備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
	<p><心身障害者> ・心身障害(児)者又はその疑いのある(児)者</p> <p><その他の疾病> ・難病 ・その他</p> <p><その他></p>	<p><心身障害者> 同 左</p> <p><その他の疾病> 同 左</p> <p><その他></p>																		
家庭訪問の実際	<p>対象者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区活動や健診など保健事業後のフォローから ・本人や家族などの相談から ・医療機関、民生委員、在宅介護支援センターなどから ・その他 <p>家庭訪問の実施</p> <p>ケースに応じて保健師が訪問。 緊急訪問、継続訪問などタイムリーに実施。 ケースにより在宅看護師が訪問することもある。</p>	(同左)																		
			<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>676</td> <td>676</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>380</td> <td>380</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,056</td> <td>1,056</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	676	676	0	黒川村	380	380	0	計	1,056	1,056	0
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町	676	676	0																	
黒川村	380	380	0																	
計	1,056	1,056	0																	
関係法令等	中条町訪問指導事業実施要綱、保健師助産師看護師法 結核予防法、老人保健法、母子保健法、感染症新法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	黒川村保健指導事業実施要綱、保健師助産師看護師法 結核予防法、老人保健法、母子保健法、感染症新法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律																		